

職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究(普通課程) —平成30年度 農林、化学、医療、デザイン、サービス、食品分野— 【 調査研究概要 】

分 野：職業能力開発の実践に必要な調査研究
担当室名：教材開発室

1. 普通職業訓練について

普通職業訓練の普通課程は、中学校卒業後(以下、中卒者)又は高等学校卒業後(以下、高卒者)等を対象に「職業に必要な基礎的な技術・知識」の習得を目的とした課程である。訓練期間は、高卒者等を対象とする場合は、基本的に1年又は2年であるが、臨床検査科のように3年とする科もある。中卒者等を対象とする場合には2年以上としている。職業訓練基準(別表第二)には、普通課程の訓練科として13分野144科が定められており、現在、都道府県立の職業能力開発校(以下、公共校)が163校、企業・団体等による認定職業訓練校(以下、認定校)が1,131校設置されている。認定校には個々の事業主による単独校と地域の複数の事業主が共同で行う共同校とがある。若年者不足から訓練科を休止している施設も多くある。本年度の対象である農林、化学、医療、デザイン、サービス、食品分野には、ものづくり分野とは異なり、食肉加工科、発酵製品製造科や観光ビジネス科等のように数少ない科としての特徴を示すものもある。

2. 職業訓練基準について

職業訓練の基準は、職業能力開発促進法及び職業能力開発促進法施行規則、同施行規則別表第二～第七に定められている。ただし、各自治体が行う職業訓練については、地域ニーズ等を勘案し、弾力的に実施できることとしている。別表第二は、主要な産業分野に関する普通課程の訓練科を実施するにあたっての標準的な内容を示すと共に、訓練を実施する際の最低限の内容を示している。別表第二で定める訓練時間は、総訓練時間の約6割であり、残り4割の時間については、地域ニーズや産業ニーズ等を勘案し、訓練実施者が自由に教科等の設定ができるようになっている。

国が示す職業訓練基準は、その細目を含め、都道府県が条例を策定する際の標準となるものであると同時に訓練の核をなすものであり、不断の見直しが求められている。

3. 職業訓練基準の細目の見直し(普通課程)

基盤整備センターでは、厚生労働省(以下、厚労省)と連携して職業訓練基準の改正に資する基礎資料を作成すると共に訓練の実施状況等を調査することとしている。

そのため、都道府県等の委員からなる基礎研究会を立ち上げ、訓練基準の教科・設備・技能照査の基準の細目に係る見直しを行った。見直しにあたっては、アンケート調査等も実施している。今年度の見直し対象科は6分野37科である。

4. 基礎研究会の開催

基礎研究会の委員構成は、公共校、認定校及び職業能力開発総合大学校から、農林・食品分野5名、デザイン分野8名、サービス分野4名の合計17名にて、基礎研究会を開催した。見直しの対象は、ものづくりに関連するデザイン分野(塗装、印刷・製本、デザイン系)とサービス分野(オフィスビジネス、流通ビジネス、接客サービス系、理容・美容系等)、園芸サービス系、食品加工系等の農林、食品分野で、平成26年度以来4年ぶりの見直しである。基礎研究会では、①アンケート調査の実施、②普通課程に関する情報収集と分析、③訓練基準の見直しに向けた検討、④見直し案の作成等を行い、まとめた見直し案は、厚労省に提出し、その後、同省で審議される改正省令案のたたき台となる。

5. アンケート調査

訓練基準の見直しに係るアンケート調査については、前年度に厚労省からの見直しに係る調査を実施している公共校に対する厚労省アンケート結果を活用することとして二重の調査をせず、認定校のみの実施とした。今年度の対象科のある認定校では、建築関連の建築塗装科が27校、造園科が16校と多く(共に公共校は2校)、公共にはなく認定校のみで実施されている食品加工系のパン・菓子製造科も6校と多い。アンケートへの返答は、建築塗装科13校、造園科7校、パン・菓子製造科4校と設置科同様となり、アンケート回収率46.2%となった。アンケート結果からは訓練基準への要望が少ない中で、パン

・菓子製造科に係る要望が「パンに偏り」、「製造用機器」等が目立った。認定校では訓練生確保が難しい状況や技能照査試験問題への要望もあった。訓練実施状況としては、人材不足による従業員が減少していることから訓練生確保が困難という回答が多い。

一方、公共校においては、設備の細目に係る要望が多い。時代に応じた訓練用機器を求める声が大きく、デジタル化が普及しフィルム処理からプリンタへと替わったことから暗室などの不要がみえること、また、塗装関連では技能評価の面から厚膜計の拡充の要望がある。

6. 細目の主な見直し

見直し対象科37科のうち設置されている訓練科は23科である。これらの訓練科を中心に見直しを行った。見直し部分の主なものを以下に示す。

- ・農林分野：「栽培法概論」では花卉等の性質を、「農業機械」では構造と使用法、安全面を細目に追加し、訓練時間を増やし、その分、「植物病理学及び農薬」、「土及び肥料」の訓練時間を減じ、併せて、「農業機械操作実習」と「土及び肥料準備実習」も同様。設備の細目では、造園科に係る「動力芝刈機」の数量を増加等。
- ・化学分野：系基礎学科の「物理化学」、「分析化学」、「無機化学」、「有機化学」を「化学」として非箇の教科にまとめ、今までの各訓練時間を合計した訓練教科として設定変更と公害防止管理者試験の範囲を考慮し「大気概論」等にダイオキシン、粉じんの細目項目の追加。設備の細目では、ツールであるパーソナルコンピュータの整備台数の増加等。
- ・デザイン分野：印刷・製本系では、系基礎の「生産工学概論」が品質管理に特化していたが他科同様生産管理も含めたものに変更し、製版科の「画像処理」から、DTPシステムの普及で印刷前工程として独立していることを受け、新教科「プリプレス」として設定。設備の細目としては、製版科の特徴であるデザイン色の再現性を重視して広色域ディスプレイ及びグラフィックボードの設定を行うこととした。塗装系では金属、木工、建築塗装科の専攻教科の統一性を図り、建築塗装科では「足場実習」を「建築物塗装実習」の細目の一部とし

て設定し、高所作業での安全性は「塗装法」と併せて取り組むこととした。また塗装系の設備の細目では、3訓練科のサンダ、ポリッシャの統一、膜圧計の数量増を図った。デザイン系では、系基礎学科で実施してきた「コンピュータ概論」を系基礎実技に移行し、実際の操作と共に学ぶように「コンピュータ操作基本実習」とした。また、「デザイン基本実習」の細目は、デザイン基礎、デザイン表現技法に再設定した。デザイン系の設備の細目では、レーザ加工機や3Dプリンタ、スキャナの導入を図ることとした。

- ・サービス分野：教科の細目では、語句の修正、教科に合わせた技能照査の基準の細目の設定等を行い、設備の細目では入力機器として音声入力機器の導入も図れるように摘要の変更を行った。
- ・食品分野：系基礎学科の「生産工学概論」、「栄養学」並びに「環境衛生及び食品衛生」の細目の変更を行った。



図1 訓練実習の様子
(左：東京都菓子学園、右：徳島県立中央カクール)

7. まとめ

別表第二に基づく教科の細目・設備の細目・技能照査の基準の細目に関する見直しを基礎研究会にて行った。訓練基準の見直し要望や訓練の実施状況、課題等について把握することができた。本年度の対象科は訓練科の範囲が幅広く、各分野での技能者育成の場として数少ない訓練施設として社会に貢献しており、さらなる技能の維持向上に向けた取組を期待する。見直しが必要と思われる箇所については、見直し案としてまとめ、厚労省人材開発統括官付訓練企画室基準・指導員係に提出した。

最後に、基礎研究会の委員をはじめ委員の派遣等にご協力いただいた各職業能力開発校並びに都道府県の職業能力開発主管課、関連団体に御礼申し上げます。

【本書の活用方法】 本報告書は、公共の職業能力開発関連機関及び民間職業訓練施設における訓練カリキュラムの作成及び設備機器の検討、技能照査試験の実施等にかかる基礎資料として活用が期待されます。

【注記】 本報告書等は、職業能力開発総合大学校 基盤整備センターのホームページで閲覧できます。

URL : <http://www.tetras.uitec.jeed.or.jp/>